

平成26年（行ク）第9号 公務談合損失補填請求事件  
 原告 岩崎 信  
 被告 延岡市長 首藤 正治  
 福岡高等裁判所宮崎支部

原告 岩崎 信

## 証拠説明書

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
7	平成24年度情報公開制度の実施状況(11枚)	平成25年5月	原告が、8頁目62番から72番までの15件の開示請求を行っていること。その開示文書の閲覧と解析のためには膨大な時間を要すること。1年間の開示請求は合計72件にすぎず、市民全員が開示請求をしているわけではないこと。	延岡市	写
8	行政文書開示決定通知書及び行政文書不開示決定通知書の送付について(2枚)	平成25年3月29日	4月5日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
9	行政文書開示請求書補正要求書	平成25年3月28日	延岡市はファックスによる開示請求書を法的根拠なく拒否していること。情報公開請求を困難化していること。	延岡市	写
10	行政文書開示請求書補正要求書	平成25年3月21日	延岡市は電子メールによる開示請求書を法的根拠なく拒否していること。情報公開請求を困難化していること。	延岡市	写
11	行政文書開示決定通知書等の送信について(10枚)	平成25年5月13日	5月16日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
12	裁決書謄本の送付について(5枚)	平成25年5月24日	審査請求が認容され、不開示決定が取り消されて開示されたこと。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
13	行政文書開示請求書補正要求書	平成25年4月17日	延岡市は電子メールによる開示請求書を法的根拠なく拒否していること。情報公開請求を困難化していること。	延岡市	写
14	行政文書開示決定通知書(2枚)	平成25年4月23日	4/25の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
15	行政文書開示決定通知書	平成25年4月26日	5月2日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
16	行政文書開示請求書補正要求書	平成25年4月16日	延岡市は電子メールによる開示請求書を法的根拠なく拒否していること。情報公開請求を困難化していること。	延岡市	写
17	行政文書部分開示決定通知書	平成25年4月26日	部分開示内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
18	決定書謄本の送付について(7枚)	平成25年9月24日	5月21日の異議申立てに対する決定書は9月24日であったこと。4ヶ月以上経過していること。	延岡市	写
19	審査請求書(13枚)	平成25年	原告の審査請求書。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	原告	写
20	行政文書開示決定通知書(2枚)	平成25年5月1日	5月20日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
21	行政文書部分開示決定通知書(2枚)	平成25年5月22日	5月28日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写

22	情報公開審査会への諮問通知書	平成25年 6月4日	原告の異議申立による情報公開審査会への諮問内容。	延岡市	写
23	行政文書開示決定通知書(2枚)	平成25年 6月5日	6月6日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
24	行政文書開示決定通知書	平成25年 6月17日	6月25日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
25	行政文書部分開示決定通知書	平成25年 6月17日	6月27日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
26	行政文書開示決定通知書	平成25年 7月17日	7月24日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
27	行政文書開示決定通知書(2枚)	平成25年 8月2日	8月8日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
28	行政文書開示請求書	平成25年 8月13日	8月13日の開示請求内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	原告	写
29	行政文書開示請求書	平成25年 8月13日	8月9日の開示請求内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	原告	写
30	行政文書開示決定通知書(2枚)	平成25年 8月8日	8月15日の開示文書の内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
31	情報公開審査会への諮問通知書(2枚)	平成25年 5月16日	原告の異議申立による情報公開審査会への諮問内容。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
32	審査請求書	平成25年 5月8日	過少開示に対する審査請求。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	原告	写
33	決定書謄本の送付について(7枚)	平成25年 11月5日	6月6日の異議申立てに対する決定書は11月5日であったこと。5ヶ月経過していること。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写
34	行政文書開示決定通知書	平成25年 4月10日	4月12日の開示文書の内容。	延岡市	写
35	行政文書開示決定通知書等(124枚を2面印刷)	平成25年 8月9日	4月22日から9月1日までに延岡市から原告に対して交付された情報公開請求関係文書の一部。原告が監査請求書を提出する日まで調査を継続していたこと。いたずらに徒過していないこと。	延岡市	写